

2020年10月1日

宜野湾市長 松川 正則 殿

宜野湾市議会議長 上地 安之 殿

抗議声明

「男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」案の 否決に抗議し、再上程、可決を求めます

私たちは、宜野湾市議会で「男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」案が否決されたことを受け抗議します。

私たちが今回、特に問題と考えているのは、否決理由として「多様性」という言葉が入っていること、特に性別等の定義に「性的指向」などが含まれていることが挙げられていることです。

条例案の中で、性別等は、「すべての人が、性別等にかかわらず個人として尊重され、差別的扱いを受けることなく、様々な場面で個人としての能力を発揮できる機会が確保され、平等・対等な立場が保障されること」と記されています。

尊重され、平等・対等な立場が保障される対象となる性別等に、「性的指向」（問題として具体的に名指しされているのはこの言葉です）などが含まれることを理由に否決されるとするならば、それは「性的指向」や「性自認」などのマイノリティである LGBTQ の人権が否定されることとなります。

反対意見では、「議論が不十分」とも語られていますが、すでに存在する人たちの人権に関することが「議論されるべきこと」と位置付けられること自体が問題ではないでしょうか。その論理を認めてしまうと、社会的に差別が激しいマイノリティほど人権が保障されなくなってしまいます。

また、男女平等や男女共同参画などを目指す条例の中に、「性的指向」や「性自認」が含まれていることを問題視するのは、近年の国の方針の流れにも逆行するものです。

厚生労働省は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（通称：男女雇用機会均等法）の雇用管理上講ずべき措置としてまとめられた「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（平成十八年）の中で、「性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである」と明記しました。

さらに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年）の施行に伴い、パワーハラスメント防止対策強化が義務づけられたことで、労働施策総合推進法の改正、指針の策定がおこなわれ、「人格を否定するような言動を行う。相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む」ことは、パワーハラスメント

に該当するものと位置づけられました。これは、大企業に対しては、既に今年の6月から義務づけられています。

このように、国は、職場における男女共同参画の問題に「性的指向」や「性自認」を含めています。

そして、平成二十九年の第193回国会（常会）において、質問に答える中で安倍晋三首相は次のように答えています。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成十二年）第七条の規定に基づき策定された『人権教育・啓発に関する基本計画』（平成十四年三月十五日閣議決定）を踏まえ、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別の解消を目指して、啓発冊子の配布等の人権啓発活動を実施している」

これは、国が性的指向や性自認を人権に関する問題であると位置づけているということです。こうした国の動きと照らし合わせても、今回の条例案は否定されるべきものではありません。

よって、私たちは今回の否決に抗議し、同様な内容の条例案が、多様性という言葉が削除されることなく、また性別等の定義が変更されることなく、「平等・対等な立場が保障されること」が位置づけられた上で再提出され、可決されることを求めます。

（賛同団体名）

※団体名 以下略